

平成21年4月1日

東京大学研究支援経費（管理経費）へのご理解とご協力のお願い

国立大学法人 東京大学
総長 濱田 純一

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より本学における教育研究活動をご支援いただき、誠にありがとうございます。東京大学が平成16年4月に国立大学法人として発足してから今日まで、活発な教育研究活動を展開することができましたのも、ひとえに皆様方のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

さて、大学において教育研究活動を実施していく際には、直接経費のほかに施設等の維持管理費、管理的な業務を行なうために雇用する教職員の人件費、光熱水料など、全学および各研究者所属部局の管理的経費が必要となります。このため、東京大学では、皆様よりご貢献をいただきます外部資金につきまして、一定割合を管理的経費「研究支援経費」として大学がお預かりし、研究者が研究に専念できる環境の構築、研究者が外部資金を導入することへの支援など、当該研究に資する管理経費として活用させていただきます制度を、平成17年度から実施しております。

本研究支援経費の割合は、政府による競争的研究資金において30%の間接経費を措置していることなどの事情を勘案しまして、30%と定めております。研究支援経費の趣旨をご理解いただき、何卒ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬 具

参考 東京大学研究支援経費取扱要領（抜粋）

（略）

（研究支援経費の受入方法）

第3条 研究支援経費は、共同研究契約（共同事業契約含む。以下「共同研究契約等」という。）受託研究契約（受託事業契約及びこれらの再委託を含む。以下「受託研究契約等」という。）寄附金又は寄附物品等を受け入れる際に併せて受け入れるものとする。

- 2 研究支援経費の算定基準額及び適用率は、別表のとおりとする。
- 3 研究支援経費の額は、前項に規定する算定基準額に適用率を乗じて算定する。ただし、別表第4号の委託研究契約において、間接経費の算定ができない場合には、直接経費の中に算定するものとする。別表第7号に掲げる寄附金については、寄附者の意思を確認し、寄附金額の中に算定することができる。

(略)

附 則

- 1 この規則は、平成19年11月29日から施行する。
- 2 改正後の東京大学研究支援経費取扱要領別表の規定は、第5号及び第6号に定めるものを除き、平成20年4月1日以降に受け入れるものについて適用し、同日前に受け入れた、平成19年度以前から継続している共同研究契約等、受託研究契約等及び寄附金に係る適用率については、なお従前の例によることができる。
- 3 別表第1号に掲げる適用率は、同号の規定にかかわらず、当分の間、10%とする。ただし、民間企業等から申し入れがある場合は10%以上30%以下の範囲内で部局長が定めることができる。
- 4 別表第7号に掲げる適用率は、同号の規定にかかわらず、当分の間、10%以上30%以下の範囲内で、部局長が定めることができる。

(別表)

研究資金の名称	算定基準額	適用率
1. 民間企業等との共同研究契約等	直接経費の額	30%
2. 民間企業等との受託研究契約等	直接経費の額	30%
3. 国(国との間に委託契約を締結した者を含む。以下同じ。) 地方公共団体又は独立行政法人との委託研究契約(委託事業契約を含む。以下同じ。) 間接経費又は一般管理費に関する定めのあるもの。)	直接経費の額	国、地方公共団体又は独立行政法人の定める間接経費の率又は一般管理費の率
4. 国、地方公共団体又は独立行政法人との委託研究契約(間接経費又は一般管理費に関する定めのないもの。)	直接経費の額	30%
5. 海外の企業との共同研究契約等	直接経費の額	30%
6. 海外の企業との受託研究契約等	直接経費の額	30%
7. 寄附金	寄附金額	30%
8. 寄附物品等	寄附金額	30%